

## 令和3年第6回堺市教育委員会議事録

開催日	令和3年5月17日(月)
場所	市役所本館3階大会議室3
会議種類	定例会
教育長の報告	①新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う教育委員会の対応について ②いじめ重大事態に係る調査結果報告書の答申について
議案・報告	議案第15号 堺市人権教育推進方針の策定について 議案第16号 令和4年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について 議案第17号 市長からの意見聴取(令和3年度堺市一般会計補正予算)について
教育長	日渡円教育長
出席委員	河盛幹雄委員 大島幸恵委員 宮本功委員 鈴木真由子委員 新谷奈津子委員
事務局出席者	山崎久樹教育次長 松下廣伸教育監 橘健一理事 中山真裕美教委総務部長 江戸善信学校教育部長 太田雅之学校教育部理事 澤田克生教委総務課参事 中達和枝生徒指導課長 森内正人権教育課長 桑田裕介学校指導課長 橋本宏司教委総務課長 永木里恵教育政策課長 至田義朋教育政策課長補佐 古賀祐喜教育政策課職員
署名委員	河盛幹雄委員、新谷奈津子委員
開会宣言	午後3時
日渡円教育長	これより、令和3年第6回教育委員会を開会します。 今期は定例会です。 この際、傍聴の申出がありますので、会議規則第15条の規定により、教育長において傍聴を許可します。 次に、教育政策課課長補佐から、諸般の報告をします。
至田義朋教育政策課長補佐	報告します。 本日の会議には、教育長及び全ての委員が出席されています。 また、事務局におきましても、案件に係る理事者全員が出席しています。
日渡円教育長	これより、本日の会議を開きます。 今期定例会の会期は、本日の1日とします。 本日の議事録署名委員は、会議規則第17条第3項の規定によりまして、教育長において、河盛委員、新谷委員を指名します。 お諮りします。 さきにお配りいたしました、令和3年第5回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。
【教育長の報告1】	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う教育委員会の対応について
日渡円教育長	日程に入る前に、私のほうからご報告します。 新型コロナウイルス感染症は、令和3年度に入りましても感染拡大傾向にあることから、4月23日には大阪府に緊急事態宣言が発出され、5月7日にその期間が延長されました。これらに伴う教育委員会の対応につきまして報告します。 令和3年1月の緊急事態宣言時よりも制限を行っている取組もあります。詳細につきましては、総務部長が説明します。
【説明】 中山真裕美教委総	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う教育委員会の対応について ご説明します。

務部長

大阪府に3回目となる緊急事態宣言が発令され、当初5月11日までの期限が、5月31日の予定で延長されました。まず、宣言発出に係る大阪府や本市の状況を説明します。

大阪府では、「まん延防止等重点措置」が4月5日より開始されましたが、2週間経過しても、感染拡大が継続した状態でした。

そのことから、4月20日の第46回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議におきまして、緊急事態宣言の発出要請が決定されたところです。

この要請を受けまして、4月25日から5月11日までの期間、緊急事態宣言が発出されました。

しかし、大型連休終了後も、大阪府内の感染状況は高止まりであるとともに、病床占有率は急増し、国の基準を超過するなどの状況にあることから、5月6日に第48回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、緊急事態宣言の期間延長要請が決定されたところでございます。

本市の状況ですが、不要不急、特に20時以降の外出や路上・集団での飲酒の自粛などを、市民に対して呼びかけております。また、前回(令和3年1月)の緊急事態宣言時よりも「人流の抑制」に力を入れているところです。

学校関係者のPCR等の検査受検者数は、4月に入り急増し、陽性者も増加しております。令和3年1月の増加傾向よりも、受検者数は急激な伸びを示しております。

しかしながら、陽性者発生後の対応では、数校で学校休業措置を行いました。が、校内感染によるものではなく、確認検査等によるものであり、この点は、校園内での日頃の感染対策の取組が機能していることによるものと考えております。

堺市におきましても4月24日、第23回堺市新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、市の対応を決定し、5月10日の第24回本部会議において、宣言期間の延長後も対応を継続することとなりました。

教育委員会の対応でございますが、まず学校教育活動は、臨時休業、分散登校、短縮授業などは行わず、通常形態での授業を実施しております。マスクの常時着用や手洗い、換気の励行など校内での感染対策を徹底して継続しております。

ただし、感染リスクの高い活動は停止しております。具体的には、児童生徒が近距離で実施する、実験、観察、合唱、管楽器等の演奏、調理実習などの活動になります。また、夏季の水泳授業も中止いたしております。

部活動につきましては今回、停止しております。校外学習、運動会等の学校行事は宣言解除まで実施せず、延期または中止とし、修学旅行につきましては5月31日に緊急事態宣言が解除された場合でも、6月20日までは行わずに延期をします。

学習保障の面では、児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合や、濃厚接触者になった場合、感染不安で学校に登校しない場合には、パソコンを家庭に持ち帰り、オンラインにて連絡や課題等の配信等のコミュニケーションをとり、健康観察や学習保障に努めております。

放課後児童対策等事業においては、児童同士や児童と指導員の接触を低減する活動を行うよう、事業者に指示や指導を行っております。

次に、学校教育外の活動では、市民への外出自粛要請、特に「人流の抑制」を図るための対応を実施しております。具体的には、前回の緊急事態宣言時と同様に、地域活動における学校施設の使用を停止しております。また、各所管の主催するイベントは中止や延期としております。

図書館につきましても、前回は開館いたしましたが、図書の貸出し目的での外出による人流の抑制を図るため、今回は閉館しております。

しかしながら、電子図書館の利用促進、受益者負担による予約資料の郵送サービスなど、非来館型のサービスは継続して実施しております。

事務局職員の働き方についても、前回と同様、テレワークや休暇による出勤の抑制、時差出勤の奨励による通勤時の感染リスクの低減、国の外出自粛要請を踏まえた、夜間20時以降の勤務抑制などの取組を行っています。

	今後についても、学校園においては、感染対策と学びの両立を図る取組を継続し、その他の活動についても、今後の感染状況を注視しながら、大阪府教育庁や堺市の方針に即した取組を進めていきます。
日渡円教育長	本件につきまして、質問、ご意見等はございませんか。
河盛幹雄委員	学校教育の現場では、いろいろ努力されて学校園でクラスターが起きているという状況はないということで安心しました。濃厚接触者や感染不安で学校に登校されないという児童生徒は登校扱いになるのでしょうか。それから、濃厚接触者や感染不安で登校していない児童生徒の数を、人数的に把握していますか。
中山真裕美教委総務部長	出席されていない児童生徒は、出席停止としています。また、感染不安で登校できないという児童生徒の数の把握を進めていますが、正確な数字は時期を見て集計をお示しします。
日渡円教育長	ほかにございませんか。
新谷奈津子委員	修学旅行は、6月20日まで延期の通知をしているとのことですが、6月20日を過ぎても6、7月中に修学旅行をすることに、不安を持たれる方もたくさんいらっしゃると思います。1学期中に修学旅行を行う予定だった中学校が、どういう形で対応し、延期をするならいつぐらいを考えているのでしょうか。
中山真裕美教委総務部長	現在把握しているところでは、延期の決定をした学校は2校程度と伺っております。延期に際しては、おおむね2学期以降に検討していると伺っております。
日渡円教育長	ほかにございませんか。
大島幸恵委員	修学旅行について、昨年度は、子どもたちに思い出をつくらせてあげようということで、学校によっては2月に実施するところもありました。この緊急事態宣言の状況は、本当に先が見えないので、ほかの教育活動との兼ね合いや、3年生の場合は、進路を決める面談、高校見学、入試といった大切な事項と重なってくるのが考えられるので、必ず実施をするのかどうかを、複数の観点から考えていったほうが良いと思います。 中学3年生の保護者や生徒から、予定が後ろ倒しになって準備や対応が大変だったという声をたくさん聞きました。今年状況を踏まえて、子どもと保護者が本当に納得いく形で、実施するしないを検討していただければと思います。
江戸善信学校教育部長	昨年度はコロナ禍の初めての年でもあり、各学校への連絡に時間がかかってしまったので、今年度は早い段階で学校へ通知等しているところです。今、ご指摘があった、実施する、しないも含めて、 <u>国からの通知などを参考に、検討していきたい</u> と思っています。
日渡円教育長	よろしいですか。 それでは、これより日程に入ります。 日程につきましては、通知書のとおりとします。
【案 件】	日程第1 議案第15号 堺市人権教育推進方針の策定について
日渡円教育長	日程第1「議案第15号 堺市人権教育推進方針の策定について」を議題とします。 提案理由の説明をします。
【説 明】 森内正人権教育課長	議案第15号「堺市人権教育推進方針の策定について」ご説明させていただきます。 市立学校園におきましては、現在、平成12年に策定しました「堺市人権教育基本方針」及び「堺市人権教育推進プラン」に基づき、人権教育を推進しております。 これらの基本方針及び推進プランにつきましては、策定後、約20年が経過しており、その間、新たな人権課題が生起したり、国や本市におきまして、人権に関わる新たな法律や条例などの整備がなされるなど、人権教育を取り巻く状況が大きく変化してきています。

	<p>今回、基本方針及び推進プランの見直しを機に、これらを整理統合し、新たに学校園における今後の人権教育の取組の方向性を示すため、「堺市人権教育推進方針」の策定に取り組んできました。</p> <p>今年3月30日から4月30日の1か月間、推進方針（案）につきまして、広く市民の意見を聞くためパブリックコメントを実施し、市民の方から頂いた意見や議会等での意見などを踏まえて、最終案を策定しましたので、議案として上程するものです。</p> <p>パブリックコメントでは、市民の方9人から9件のご意見を頂きましたが、パブリックコメントで頂きましたご意見による推進方針（案）の修正点はありませんでした。しかし、パブリックコメント以外の意見を踏まえて、教育委員会事務局において検討した結果、次の2点について、推進方針（案）を修正しました。</p> <p>それでは、推進方針（案）の主な修正点について、参考資料「堺市人権教育推進方針（案）修正内容について」をご覧ください。</p> <p>まず、1点めとして、1ページめの20から21行目につきまして、前後の文章とのつながりが分かりにくいのではないかとご意見頂きまして、市民の方により分かりやすいような内容となるように表現の修正を行いました。</p> <p>2点めとして、8ページめのジェンダー平等教育について、項目を従来の男女平等教育からジェンダー平等教育にしていますが、ジェンダー平等の定義が明記されていないので、8ページのジェンダー平等教育の中に、ジェンダー平等の定義を注釈として追記をしました。</p> <p>以上の修正を行ったものを、本日「堺市人権教育推進方針（最終案）」としてお示ししました。</p> <p>なお、本定例会で議決後、速やかに推進方針の公表を行うとともに、市議会に報告を行う予定です。また、推進方針の周知については、市のホームページでの掲載、市政情報センターや市立図書館などに配架するとともに、各学校園に対しては、校園長会や人権教育推進担当者会などで当該内容について、説明を行って周知をしていきたいと考えています。</p>
日渡円教育長	<p>ただいま説明が終わりました。</p> <p>本件につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>これより、本件を採決します。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
【案 件】	日程第2 議案第16号 令和4年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について
日渡円教育長	<p>次に、日程第2「議案第16号 令和4年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について」を議題とします。</p> <p>ここで、鈴木委員、新谷委員におかれましては、教科書の著作・編集に関わられたことがあるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定に基づき、議案第16号の議事に参与することができませんので、一旦ご退席をいただきます。</p> <p>それでは、提案理由について説明をします。</p>
議案第16号について、鈴木真由子委員、新谷奈津子委員は退席	
【説 明】 桑田裕介学校指導課長	<p>議案第16号「令和4年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について」ご説明します。</p> <p>本議案は、令和4年度の教科書採択に当たり、堺市教育委員会の基本方針及び採択基準の策定につきまして議案として上程させていただくものです。</p> <p>本市の採択の基本方針として、4点を挙げています。</p> <p>1点め「学習指導要領の趣旨に即し、各教科の目標を達成するとともに、本市の地域性や児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択する。」</p>

	<p>2 点め「知識・技能を確実に習得させ、思考力、判断力、表現力等を育むといった教科学力とともに、学びの基礎力や社会的実践力を含む総合的な学力を養うために最も効果的な教科書を採択する。」</p> <p>3 点め「教科用図書の内容の調査研究に当たっては、人権の観点を尊重するとともに、より広い視野からの意見も踏まえて綿密に行い、公正かつ適正に教科書を採択する。」</p> <p>4 点め「教科書採択を公正かつ適正に行うため、静ひつな採択環境を確保する。」</p> <p>以上の4点です。</p> <p>また、採択基準は、大阪府教育委員会からの通知を踏まえまして定めているところです。</p> <p>令和4年度の小学校及び中学校の教科書については、義務教育諸学校の教科書の無償措置法第14条に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度使用教科書と同一の教科書を採択します。</p> <p>なお、令和3年度、中学校の自由社「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能となりました。</p> <p>本市においては、新たに発行されることとなった自由社の「新しい歴史教科書」についての今年度の調査研究の結果及び令和2年度に採択された帝国書院の「社会科中学校の歴史」の昨年度の調査研究結果や採択理由等を踏まえ、令和4年度使用教科用図書を採択することとします。</p>
日渡田教育長	<p>ただいま説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見、ご質問ありませんか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>これより本件を採決します。</p> <p>本件につきましては、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり可決されました。</p>
<b>【採 決】</b>	可決
日渡田教育長	<p>お諮りします。</p> <p>日程第3「議案第17号 市長からの意見聴取（令和3年度堺市一般会計補正予算）について」は、市議会上程前であるため、秘密会とすることにご異議ありませんか。</p> <p>また、議事日程の終了後、「いじめの重大事態に係る調査結果報告書の答申について」、私からご報告しますが、本件は関係児童生徒のプライバシー保護の観点から、秘密会とすることにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。</p>
<b>【案 件】</b>	日程第3 議案第17号 市長からの意見聴取（令和3年度堺市一般会計補正予算）について
日渡田教育長	<p>それでは、日程第3「議案第17号 市長からの意見聴取（令和3年度堺市一般会計補正予算）について」を議題とします。</p> <p>提案理由の説明をします。</p>
<b>【説 明】</b> 橋本宏司教委総務課長	<p>議案第17号につきましては、令和3年第2回市議会（定例会）に提出する議案に関しまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。</p> <p>本件は、令和3年度一般会計補正予算（案）のうち、教育委員会に関連するものです。</p> <p>教育委員会が所管します現計予算に係る補正額総額は、13億819万円の減額となっており、内訳といたしまして国庫補助金が2億9,809万円、市債が10億1,010万円をそれぞれ減額するものとなっております。</p>

	<p>歳出予算につきましては、14億4,820万5,000円の減額となっています。</p> <p>まず、歳入予算の国庫支出金と市債につきましては、国の令和2年度補正予算へ対応するため、令和3年度当初予算と令和2年度2月補正予算に重複して計上しておりました、学校園における保健衛生物品の購入及び学校建設に係る経費について、補正予算による執行が可能となったため、令和3年度当初予算額を減額するものです。</p> <p>続きまして、歳出予算についてです。大きくは2点です。</p> <p>1点めは、新型コロナウイルス感染症対策に関するものです。内容としては、施設利用キャンセルに伴う利用料の還付としまして、221万5,000円を増額します。こちらは、教育文化センター（ソフィア・堺）の施設利用に対しまして、大阪府の外出自粛要請期間が開始されました令和2年12月16日から、緊急事態宣言が解除されました令和3年2月28日までの期間における、同施設の指定管理者が施設利用キャンセルに伴い支払った還付金の補填を行うものです。</p> <p>次に、学校園等の手洗い器の自動水栓化といたしまして、1億7,470万円を増額します。こちらは、教育委員会所管施設である学校園等でのクラスター対策として、主に施設内トイレの手洗い器を非接触型の自動水栓化とすることで、新型コロナウイルス感染症対策や衛生管理の徹底を図るものです。今回の予算措置を行うことで、教育委員会で対応可能な施設に関しまして、最低1基以上の自動水栓化が実現する見込みとなっています。</p> <p>2点めは、先ほど歳入予算でご説明しました、令和3年度当初予算と令和2年度2月補正予算に重複して計上しておりました事業費の減額についてです。内訳としまして、学校園における保健衛生物品の購入経費が3,552万円の減額、学校建設に係る経費が、小学校及び中学校に関するものを合わせまして15億8,960万円の減額となっています。</p> <p>最後に、地方債補正についてご説明します。先ほど説明しました学校建設にかかる経費の減額に伴いまして、地方債の限度額も併せて減額します。</p>
日渡田教育長	<p>ただいま説明が終わりました。</p> <p>本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
宮本功委員	<p>先ほど説明いただいた手洗い器の自動水栓なのですが、設置されるのはどのようなところでしょうか。</p>
橋本宏司教委総務課長	<p>施設によりですが、例えば学校においては、主にはトイレ付近の手洗い器の自動水栓化を中心に考えています。ただし、全ての手洗い器について自動水栓化するというものではありません。</p>
宮本功委員	<p>トイレの近くの手洗いのところが1か所だけ自動水栓になるというイメージですか。</p>
橋本宏司教委総務課長	<p>箇所数については、施設により、複数、自動水栓化するところもあり、利用状況などに応じて判断します。</p> <p>数としては、全体で約3,500か所程度を整備すると試算して予算の計上を考えています。</p>
日渡田教育長	<p>よろしいですか。</p> <p>ご意見、ご質問なしと認めます。これより本件を採決します。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
【教育長の報告2】	いじめの重大事態に係る調査結果報告書の答申について
閉 会 宣 言	午後3時40分
日渡田教育長	<p>以上で今期定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。</p> <p>これをもって、令和3年第6回教育委員会を閉会します。</p>